

下水道法等改正の提案理由

現在の汚水処理にかかる政策としては、下水道を主体としてこれを行うものとなっている。(現在の下水道による処理人口約 9000 万人)しかし、今後の下水道整備については必要とされるコストが高く、自治体の財政難という現状をも併せ考えると、これまでの下水道に偏重した汚水処理対策は、その方向性を見直すべき時期にきている。(平成 17 年度の地方公共団体特別会計の企業債残高(60 兆円)のうち、半分以上が下水道債)

一方、合併浄化槽は、各家庭で設置する汚水処理施設として、主に下水道が未整備な地域において一般的にも普及している設備(現在の合併浄化槽による処理人口約 1000 万人)であり、その汚水処理性能が下水道と比較して遜色のない水準に達していること、特に人口の少ない地域において経済効率が優れていること、さらには、循環型社会の形成に寄与する機能を有していることが指摘されている。

しかしながら、現在の下水道法においては、地域において下水道事業が供用されると、合併浄化槽のある世帯でも下水道に接続することが義務化されており、各家庭はその後、合併浄化槽使用時にかかっていた費用より高い下水道利用料金を支払うことになる。

以上のような観点から、合併浄化槽のうち、適正な維持管理が行われ、排出される水の水質が一定の基準を満たしているものについては、下水道法における公共下水道への接続義務を免除すること等を内容とする下水道法等の改正を提案するものである。

参照条文

下水道法

(排水設備の設置等)

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

2・3 (略)